

## 鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借公募型プロポーザル実施公告

鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借について、広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に考慮し、最良の事業者と契約締結を行うため、次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和8年4月23日

鳩山町長 小川 知也

### 1 概 要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 件 名         | 鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借   |
| (2) 使 用 場 所     | 鳩山町大字泉井地内外（鳩山町立亀井小学校外）  |
| (3) 契 約 の 概 要   | 鳩山町立小中学校（4校）の既存照明を、設置期限までに、LED照明（賃貸借物件）に交換したうえで、鳩山町へ貸出し、町立小中学校が物件を安全に使用できるよう保守を行い、賃貸借期間満了後に所有権を鳩山町に譲渡するもの。          |
| (4) LED照明設備設置期限 | 契約締結の日から令和8年9月30日まで<br>（夏休み工事を原則とする。）   |
| (5) 賃貸借及び保守期間   | 長期継続契約<br>令和8年10月1日から令和18年9月30日まで<br>（10年間・120ヶ月・120回払い）  |
| (6) 交 換 対 象     | 別紙『鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借既設照明器具数量表』参照。   |
| (7) 仕 様         | 別紙『鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借 仕様書』のとおり。（但し、契約時における仕様書については、選定された受注候補者（優先交渉者）の企画提案内容及び現地調査に応じて鳩山町と受注候補者（優先交渉者）との協議により決定する。） |
| (8) 提 案 上 限 額   | 45,657,000円（消費税及び地方消費税を含む。）<br>但し、この金額は募集のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。  |

- (9) その他 この契約は、長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、鳩山町の歳出予算における当該金額について減額又は削除があった場合は、変更又は解除することがある。

## 2 提案資格

本件に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の提案資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- ア 鳩山町の令和7・8年度入札参加資格者名簿に、登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11の規定により本町の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で鳩山町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと（当該取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者及び本業務の選定結果の通知日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者を含む。）。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- カ 直近5年間に官公庁において、照明のLED化の契約実績があること。

## 3 参加表明書（様式第1号）及び添付書類（官公庁の照明のLED化契約実績書・会社概要）の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月12日（火）17時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）
- (3) 提出先 鳩山町教育委員会事務局
- (4) 結果通知 参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

なお、参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として認められない旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

## 4 説明会 開催しない

## 5 質問書の提出等

公告、仕様書等の内容について疑義のある場合は、質問書(別添様式集参照)を提出する。

質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に電子メールで通知する。

- (1) 提出期限 令和8年5月7日(木) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書を電子メールにて提出する。
- (3) 提出先 鳩山町教育委員会事務局
- (4) 回答方法 令和8年5月11日(月)までに電子メールで回答する。あわせて、鳩山町公式ホームページに掲載する。

## 6 提案書(様式第4号)及び添付書類(企画提案書・価格提案書)の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月22日(金) 正午まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出部数 8部(正本1、副本7)、内容を保存したCD-R1枚  
※郵送で提出した場合は、必ず担当者に連絡すること。
- (4) 提出先 鳩山町教育委員会事務局

## 7 提案の審査基準・方法

- (1) 「鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借公募型プロポーザル実施要領」及び「鳩山町立小・中学校LED照明設備賃貸借公募型プロポーザル受注候補者(優先交渉者)選定要領」のとおり
- (2) プレゼンテーション(審査会)の実施日及び場所  
令和8年5月26日(火) 午後1時30分から午後4時の間で指定する時間  
鳩山町役場3階301会議室(鳩山町大豆戸184-16)

## 8 選定結果の通知

受注候補者(優先交渉者)の選定の結果について、プロポーザル方式審査結果通知書(様式第6号)により通知する。

なお、非選定の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に、書面により非選定理由についての説明を求められることができる。

## 9 契約の締結

審査により選定された受注候補者(優先交渉者)は担当課と交渉を行い、現場調査を経て、随意契約の形式により契約を締結する。

## 10 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書に虚偽の記載がある場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合
- (3) プレゼンテーション会場以外の場所で、審査員に個別に連絡・相談等を行っていた場合
- (4) プレゼンテーション、ヒアリングの日時に遅刻・欠席をした場合

(5) その他、審査会が不相当と認める場合

## 11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (4) 提出後の書類の変更又は修正は原則認めない。ただし、補正可能な軽微な誤り及び担当課の指示に基づく変更または修正についてはこの限りでない。

## 12 結果の公表

契約締結後、件名、契約の概要等の契約情報について、鳩山町ホームページ等に掲載して行うものとする。

## 13 担当課（問い合わせ先）

鳩山町教育委員会事務局 総務・学校教育担当  
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16  
電話番号：049-296-1227 FAX：049-296-7557  
E-mail：h320@town.hatoyama.lg.jp